住民税(町県民税)の申告は
2月16日(水)～3月15日(火)まで

■ お問い合わせ先　町税務課（担当・大同）☎32－6702

■確定申告及び住民税(町県民税)申告受け付け

町では、2月16日から令和4年度住民税(町県民税)の申告受け付けを始めます。

住民税(町県民税)申告が必要な方は、期間中に必ず申告を行ってください。

※地区別受付について、今年度は実施しません。なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況によって、受付体制が急きょ変更となる場合があります。変更となった場合は、町ホームページ等でお知らせします。

申告期間	会　　場	受け付け時間
2月16日(水)～3月15日(火) (土、日、祝日除く)	町役場 1階 町民プラザ	午前9時～11時
		午後1時～4時

※2月16日(水)、17日(木)に限り、税理士による申告指導を行います。
(税に関する相談は受け付けておりませんのでご了承ください。)

※所得税の確定申告は、内容によっては敦賀税務署での申告となります。

※福井税務署(福井市春山1－1－54・☎0776－23－2690)では、2月20日(日)及び2月27日(日)を閉庁日対応として、確定申告書用紙の配付や申告相談、確定申告書の収受及び納付相談を行います。

■住民税申告の延長受け付け

申告受け付けの時間内にお越しいただけない場合は、住民税申告の延長受け付けをご活用ください。

申告延長受け付け日	受け付け時間
2月18日(金)	午後5時30分～8時 ※午後7時30分までに会場にお越しください。
2月24日(木)	
3月10日(木)	

※住民税(町県民税)申告の受け付けに限ります。
(確定申告は受け付けできません。)

■国民健康保険加入者の皆さまへ

町が発行している「医療費通知書」には、10月診療分までしか表記しておりません。

11月以降の医療費については、明細書の作成が必要となります。

■申告が必要な方

令和4年1月1日現在、美浜町に居住し、次に該当する方

●令和3年中に所得のあった方

※所得が給与や公的年金だけで、支払者から支払報告書が提出されている方や、所得税の確定申告をされた方は、申告の必要はありません。

●所得がなくても町役場から申告案内の送付があった方
(国民健康保険加入者等)

■申告での注意点

◆次に該当する方は、あらかじめ書類をご準備の上、申告をお願いします。

●営業所得や農業所得のある方は、収入金額及び経費等をまとめて、収支内訳書を作成してください。

●医療費控除を受ける方は、令和3年中に支払った医療費等をまとめて、医療費控除の明細書を作成してください。

※様式は町ホームページからダウンロードできます。

◆町役場の申告会場では、所得税の確定申告も受け付けますが、次に係るものについては、敦賀税務署での申告となります。

●営業所得の青色申告

●株式等の譲渡所得

●土地、建物等の譲渡所得(公共事業によるものを除く)

●初年度の住宅借入金等特別控除

●損益通算、繰越控除

【申告に必要なもの】

●印鑑

●マイナンバーカード(カードを持っていない方は、通知書と運転免許証等)

●令和3年分源泉徴収票(給与、年金)

●収支内訳書、必要経費の領収書(営業等、農業、不動産)

●社会保険料(国民年金保険料等)控除証明書

●生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料、地震保険料、旧長期損害保険料等の支払証明書

●医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書(領収書等明細の分かるもの)、医療費通知書

●寄附金控除を受ける方は、寄附金受領証明書

●町役場、敦賀税務署から申告案内の送付があった方は、送付された書類

●利用者識別番号をお持ちの方は、番号が分かるもの

感染症対策

来場の際は、マスクの着用をお願いします。また、体調のすぐれない方は来場をご遠慮ください。

所得税の確定申告は
2月16日(水)～3月15日(火)まで

e-Tax　さらに便利に使いやすく　国税電子申告・納税システム

■ お問い合わせ先　敦賀税務署 ☎22－1010

所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得の金額と、それに対する所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金等との過不足を精算する手続きです。

申告が必要な方は、期間中に必ず申告書を提出してください。

●会場　敦賀税務署　4階
(敦賀市鉄輪町1－7－3・敦賀駅前合同庁舎)

●時間　午前9時～午後4時
(敦賀市鉄輪町1－7－3・敦賀駅前合同庁舎)

※ご自身で作成された還付申告書は1月から受け付けをしています。

【確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です】

敦賀税務署では、申告会場の混雑緩和を図るため、入場整理券を発行しています。

入場整理券は、敦賀税務署にて当日配付するほか、国税庁の「LINE公式アカウント」から事前に発行できます。

■確定申告が必要な方

●事業をしている方や不動産収入のある方、土地や建物を売った方等で所得の合計額が所得控除の合計額を超える方

●給与の年収が2,000万円を超える方や、主たる給与以外の給与所得や退職所得以外の所得が20万円を超える方等

●公的年金等の収入金額が400万円を超える方や、年金所得者で公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円を超える方

■確定申告により所得税が還付される方

次のいずれかに該当し、源泉徴収された税金が納め過ぎになっている場合には、還付申告により納め過ぎた税金が還付されます。

●「雑損控除」を受ける場合

●「医療費控除」を受ける場合

●「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」を受ける場合 等

■電話相談センターをご利用ください

確定申告等の質問・相談に、国税局の職員がお答えします。

敦賀税務署に電話 ☎22－1010

●確定申告に関する質問・相談
→『0』を選択
「確定申告コールセンター」を開設
1月13日(木)～3月15日(火)

■マイナンバーの記載にご注意ください！

令和3年分の確定申告書には、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

●本人確認書類の例

・マイナンバーカード

・通知カードと運転免許証等

※申告書等へのマイナンバーの記載は、申告者本人のほか、控除対象配偶者、扶養親族等も必要です。

※e-Taxでの提出には、本人確認書類の提示等は不要です。

国税に関するマイナンバーの詳しい情報は、国税庁のホームページからご確認ください。

国税庁ホームページ

確定申告にはスマートフォンをご利用ください！

給与所得がある方や年金収入・副業等の雑所得がある方等は、マイナンバーカードを利用していつでも行えるスマホでの申告が便利です。

メリット

①スマホ専用画面で、入力がスムーズです。

②スマホのカメラで、給与所得の源泉徴収を撮影すると自動で申告内容に反映されます。

③マイナポータルとの連携で、自動入力できる情報があります。

④還付金の振り込みが書面での提出より早くなります。

ぜひ、申告はスマートフォンをご利用ください。

※一部対応していない機種があります。

美浜発電所の状況について

美浜1号機	廃止措置中(平成29年4月19日～)
美浜2号機	廃止措置中(平成29年4月19日～)
美浜3号機	第26回定期検査中(令和3年10月23日～)

全国原子力発電所所在市町村協議会が国に対して要請活動を実施

昨年12月24日に、全国の原子力発電所及び関連施設等が立地する市町村で構成される「全国原子力発電所所在市町村協議会（会長：渕上敦賀市長）」が、経済産業省や内閣府、原子力規制庁に対し、原子力発電等に関する要請活動を行いました。主な要請事項については、次のとおりです。

①被災地の復興について

福島第一原子力発電所事故の被災地が復興・再生を果たすまで、国が責任をもって被災地に寄り添った取り組みを継続し、被災地が望む復興像を実現すること。

また、廃炉が着実に進むよう、国が前面に立って、汚染水対策等に取り組むこと。

②安全規制・防災対策について

福島第一原子力発電所事故の教訓や国内外における最新の知見を踏まえ、原子力施設の安全性及び原子力防災対策の実効性の向上に不断に取り組むとともに、迅速な住民避難に不可欠なインフラの整備・強靭化について、財源を確保し、関係省庁が一体となって取り組むこと。

③原子力政策について

エネルギーの安定供給や脱炭素社会の実現等に向け、今後の原子力発電が果たすべき役割を明確にし、国民に対し説明責任を果たすとともに、核燃料サイクルの展望やバックエンド対策について早期に具体化すること。

また、原子力政策に対する国民理解の取り組みについて、目標時期を定めて積極的に進めること。

④立地地域対策について

エネルギー政策上の原子力発電の意義を理解し、協力してきた立地地域の持続的かつ自立的な発展が図られるよう、立地地域の振興に資する諸制度について、地域の意向や実情を踏まえ、改善・拡充を行うこと。

↑萩生田光一経産相（左から３人目）に要請書を手渡す渕上会長（左から２人目）と同行いただいた髙木毅衆議院議員（右）

福井県原子力発電所所在市町協議会も併せて要請活動を実施

全国原子力発電所所在市町村協議会の要請活動に続き、同日、福井県4市町で構成される「福井県原子力発電所所在市町協議会（会長：中塚おおい町長）」が、要請活動を行いました。

先の協議会における要請事項に加え、福井県における原子力発電所立地市町の立場から、次のとおり強く要請しました。

福井県内の立地市町では、再稼働や40年超運転、使用済燃料対策、プルサーマル、廃止措置、もんじゅ等、原子力政策に係るさまざまな課題を抱えている。

地域住民の理解のもとでこれらを解決に導くため、原子力政策の一元的責任をもつ国が、長期的な視点に立ち、強い決意のもと明確な推進・行動を起こすこと。

↑要請活動の様子

美浜の環境シリーズ145

environment

今日から始める

エシカル消費

「エシカル」や「エシカル消費」という言葉を聞いたことがありますか。今後、私たちの暮らしをより豊かにするために欠かせない「エシカル消費」という言葉の意味や考え方、実際に誰でもできるエシカルな消費等について、ご紹介します。

#1 エシカル消費ってなぁに？

エシカル消費とは、地域の活性化や雇用等を含む人や社会、環境に配慮した消費行動です。一人一人が社会的課題に気付き、日々の買い物を通して、その課題解決のためにできることは何かを考えることが、エシカル消費の第一歩です。

商品やサービスを選択する際は、安心・安全や品質、価格だけではなく、エシカル消費という基準も大切です。

#2 社会で起きている問題

●食品ロス

食品ロスとは、食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。日本では１日に、おにぎり1億2,000万個分に相当する食品ロスが発生しています。

食品ロスを減らすために、おいしく食べ切ることや必要な分を購入することを心がけましょう。また、すぐに食べる食材を買うときは、商品棚の手前から取る「手前どり」も行いましょう。

●海洋プラスチックごみ

ポイ捨て等により、海洋プラスチックごみが年々増加しています。紫外線等で劣化し、小さくなったプラスチックは、海を漂う汚染物質とくっつき、魚等の生き物に吸収されます。それを人間が食べることで、体の中にプラスチックを含む汚染物質が入ってしまいます。

2050年の海は、魚よりプラスチックごみの方が多くなることが予測されています。

#3 生活の中でできるエシカル消費

●家庭で

▶冷蔵庫の中を確認し、食材を使い切る
▶生活の中で、プラスチックを減らす
▶電気や水等の消費資源の無駄をなくす

●買い物で

▶ホームページ等でエシカル消費につながる取り組みをしているお店を探す
▶認証ラベル付きの商品を購入する

●地域で

▶地元の商店街で買い物をする
▶地域のルールに沿ったごみの分別を徹底する
▶地元の農産物や伝統品を購入する

#4 認証ラベルを探してみよう

MSC 海のエコラベル
水産資源や環境に配慮した漁業で獲られた水産物に付けられる。

有機JASマーク
農薬や化学肥料を控え、自然界の力で生産された食品に付けられる。

RSPO認証
熱帯林の環境とそこに生息する生物の多様性に配慮し、生産者の暮らしを守る商品に付けられる。

エコマーク
生産から廃棄にわたり、環境への負荷が少なく、環境保全に役立つ商品に付けられる。

お問い合わせ先　町住民環境課（担当・津原）☎32－6703